

参照条文

ドイツ連邦共和国基本法^{*1}

第5条（表現の自由）

- (1) 何人も、言語、文書、及び図画によって自己の意見を自由に表明し頒布する権利、並びに一般に接触可能な情報源から妨げられることなく知る権利を有する。報道の自由並びに放送及び映像による報道の自由は、これを保障する。検閲は、これを行なわない。
- (2) これらの権利は、一般的法律の規定、少年保護のための法律の規定及び個人的名誉権によって制限を受ける。
- (3) 芸術及び学問、研究及び教授は、自由である。教授の自由は、憲法に対する忠誠を免除するものではない。

第13条（住居の不可侵）

- (1) 住居は不可侵である。
- (2) ……

第14条（財産権、相続権、公用収用）

- (1) 財産権及び相続権は、これを保障する。内容と制限は、法律によって決定する。
- (2) 財産権は、義務を伴なう。その行使は、同時に公共の福祉に役立つものでなければならない。
- (3) 公用収用は、公共の福祉のためにのみ許される。公用収用は、法律により、又は補償の方法及び程度を規定する法律に基づいてのみ、これを行なうことが許される。補償は、公共の利益と関係者の利益とを正当に衡量して、これを決定する。補償の額につき争いのあるときは、通常の裁判所で争う途が開かれている。

*1 訳出にあたっては、高田敏＝初宿正典編訳『ドイツ憲法集〔第6版〕』（信山社・2010）及び <http://www.fitweb.or.jp/~nkgw/dgg/> を参考にした。

ドイツ著作権法^{*1}

第46条（教会・学校・授業での使用のための作品集）

1972年改正前

- (1) 著作物の一部、言語の著作物または音楽の著作物のわずかな範囲、個々の造形芸術の著作物または個々の写真の著作物が、発行後に、多数の著作者の著作物を集成し、その性質上、専ら教会・学校・授業の用に供される作品集に収録される場合には、複製および頒布が許される。その作品集の表題ページまたは適切なページには、その目的が明示されなければならない。
- (2) ……………

第51条（引用）

2008年改正前

複製、頒布及び公の再生は、以下の各号の場合においては、その目的から必要とされる範囲において許される。

1. ……
2. 著作物の部分を、その公表後、独立した言語の著作物において挙示する場合
3. ……

第52条（公の再生）

2003年改正前

- (1) 発行後の著作物の公の再生は、その再生が主催者の営利を目的とせず、参加者が無料でその参加を許され、かつ、著作物の口述又は上演・演奏の場合にあっては実演芸術家（第73条）がいずれも特別な報酬を受けないときは、許される。この再生に対しては、相応の報酬を支払うものとする。青少年援助、社会扶助、老人介護及び福祉の事業並びに収監者慰労の催し、並びに学校行事においては、その催事がその社会的又は教育的目的に照らして明確に限られた範囲の者のみを対象とするものであるときは、補償義務は免除される。ただし、その催事が第三者の営利を目的とする場合は、この限りではない。この場合には、その第三者が報酬を支払わなければならない。
- (2) ……………

以上

*1 訳出にあたっては、齊藤博訳『外国著作権法令集(16)―ドイツ編―』（社団法人著作権情報センター・1995）及び本山雅弘訳「外国著作権法ドイツ編」（<http://www.cric.or.jp/db/world/index.html>）を参照した。